＜様式第３－２号＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等協力金（大規模施設等）申請書
（テナント等映画館運営事業者用）【第１期：令和3年4月25日～8月19日実施分】

兵庫県知事　様

兵庫県からの休業要請等に基づき、以下のとおり取り組みましたので、必要書類を添えて申請します。
記載事項及び添付書類の内容事項については、事実と相違ありません。

申請日	令和　　年　　月　　日

受付番号 （※事務局使用欄）	

☆申請書を記入される前に確認をお願い致します。
次のいずれかにチェック☑を入れてください

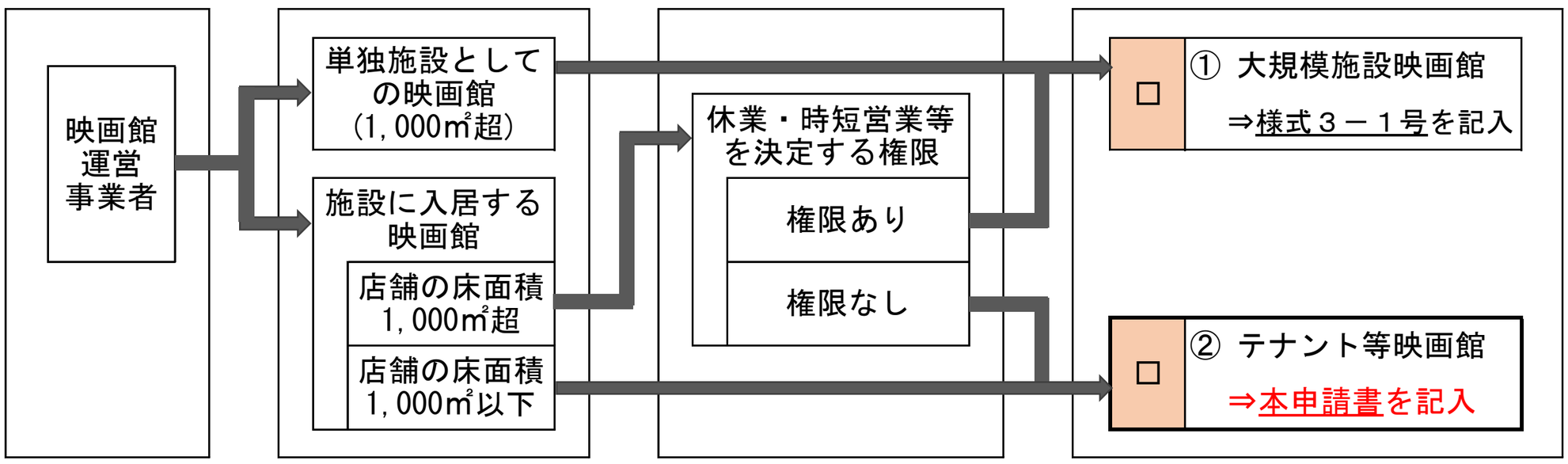

＜共通記載項目＞

１．申請者の情報

所在地 [法人] 主たる事務所の所在地 [個人事業主] 代表者の自宅住所	〒　　－		
フリガナ		法人番号（数字13桁）※法人の方のみ	
法人名（個人事業主の場合は代表者氏名）			
ホームページ ＵＲＬ			
フリガナ		フリガナ	
[法人] 代表者役職･氏名 [個人事業主] 代表者氏名		（該当者のみ） 代表者通称名	
代表者住所 ※法人の方のみ	〒　　－	代表者 生年月日	（元号）　　代表者性別 年　　月　　日

（本件の連絡先）　※日中に連絡の取れる連絡先を記入してください。

部署名		役職名	
フリガナ		電話番号	
担当者氏名		メールアドレス	

２．振込希望口座

金融機関名			本・支店名		
金融機関コード（４桁）		支店コード（３桁）		預金種別	□１：普通　□２：当座（いずれかをチェックしてください）
口座番号		※ゆうちょ銀行への振込希望の方は他金融機関からの振込用の口座番号等を記載ください。			
口座名義（カタカナ）					

※ 口座名義人は、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。
通帳に記載されている口座名義（カタカナ）を全てご記入ください。

３．誓約事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等協力金（大規模施設等）を申請するにあたり、以下のことを誓約します。
（内容を確認のうえ、各項目にチェックを入れてください。※全てにチェックがない場合は支給されません。）

□	① 申請内容に虚偽が判明した場合は、協力金を全額返還します。返還が遅れた場合には、遅延利息を支払います。
□	② 本協力金を重複して申請していません。
□	③ 休業要請等期間に関し、コンテンツグローバル需要創出促進事業補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の支給を受けていません。
□	④ 飲食店等の休業・時短要請に係る協力金（兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）を申請していません。
□	⑤ 申請内容について、県等から問合せ、現地調査、是正のための措置を求められた場合は、誠実にこれに応じます。
□	⑥ 協力金の支給事務を処理するために必要な範囲で、兵庫県及び兵庫県から事務を委託された事業者が申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます）を利用することを承諾します。また、審査上の必要に応じ、県等が営業許可の有無等の確認のために、保健所、警察、税務署など、関係官署に対して、申請情報を提供することを承諾します。
□	⑦ 協力金の財源を負担する国に申請情報を提供することを承諾します。
□	⑧ 警察署や税務署、保健所などの行政機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、提供することを承諾します。
□	⑨ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しません。
□	⑩ 特定百貨店等店舗（*1）ではないことを入居する大規模施設運営事業者に確認済みです。
□	⑪ 入居する施設の床面積の合計が1,000㎡超であることを大規模施設運営事業者に確認済みです。

*1 百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗

４．添付書類

添付書類を確認のうえ、下記の□に必ずチェックを入れてください。

複数店舗について申請される方は、④～⑩の書類は店舗ごとに提出してください。

□	① 代表者の本人確認書類の写し（住所、氏名、生年月日が分かるもの）
□	② 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）
□	③ 直近の確定申告書の写し（開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し）
	④ 県が休業等の要請をした対象施設であることが分かる書類
□	大規模施設･イベント関連施設の全体面積がわかる資料
□	大規模施設・イベント関連施設内のテナント事業者、出店者であることが分かる契約書等の写し
□ □	テナント等店舗全体の面積及び営業・休業の区分、一般消費者向け事業の用に直接供している部分と倉庫・事務所などの区分を確認できる店舗平面図・写真等の写し
□	大規模施設運営者の休業・時短営業の通知（証明）、イベント関連施設運営者の無観客開催・時短営業等の証明
□	⑤ 通常の営業日･定休日が分かる書類
□	⑥ 大規模施設及び店舗での掲示またはホームページに掲載した休業の告知文の写真又は写し
□	⑦ 施設名･店名が確認できる外観写真
□	⑧ 施設（店舗）の内観写真
□	⑨ 感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真
□	⑩【該当がある場合のみ】理由書

【複数施設（店舗）を申請される方で、紙申請される方は、このページ以降を申請する施設（店舗等）ごとに作成して提出してください。】

◆テナント等映画館運営事業者

５．休業等を行った施設（店舗等）の情報

(1) 映画館の情報

フリガナ		事業内容	区分　①映画館運営事業者
テナント等の名称			（具体的な事業内容）
所在地	〒　－	開店日	
		電話番号	
ホームページＵＲＬ			
【飲食許可を有する場合のみ】営業許可番号		【飲食許可を有する場合のみ】営業許可日	
取組内容 ※チェックしてください。	□ 定休日等の店休日を除く営業日に継続して休業・時短要請に協力しました。 □ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行っています。 □ 兵庫県感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示しています。		

(2) テナント等映画館が入居する大規模施設の情報

フリガナ		入居する施設の種類	区分
テナント等が入居する施設の名称			（具体的な施設の種類）
所在地	〒　－		
入居する施設のホームページＵＲＬ			
入居する施設の休業等の状況 ※チェックしてください。	□ 入居している大規模施設が休業・時短要請に協力した 又は入居しているイベント関連施設が無観客開催・時短要請に応じた □ 施設内の全ての店舗（生活必需品以外）が休業・時短要請に協力した		

６．通常時及び時短要請期間中の営業時間等

(1) 営業時間

・通常時及び時短要請期間中の営業時間を記入してください。

・曜日によって営業時間が異なるなど、期間中に営業時間のパターンが複数ある場合は、パターンごとに記入してください。

・期間中の営業時間のパターンが３パターン以上ある場合は、別紙に記入してください。

・時短要請期間中に休業した場合は、通常時の営業時間のみ記入してください。

〔要請内容等〕

区分		4/25～5/11	5/12～5/31	6/1～6/20	6/21～8/19
テナント等映画館	土日	休業要請	休業要請	休業要請	時短要請（※）
	平日		時短要請（※）	時短要請（※）	

※時短要請は20時まで。ただし、6/1以降は、イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館は21時まで。

※6/21～8/19の協力金は、イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館に限ります。

<様式第３－２号>

パターン①

[通常時]

営業時間（*1）	開始		時		分	～	終了		時		分

[時短要請期間中]

（5/12～5/31）

営業時間（*2）	開始		時		分	～	終了		時		分

（6/1～6/20）

営業時間（*2）	開始		時		分	～	終了		時		分

（6/21～8/19）

営業時間（*2）	開始		時		分	～	終了		時		分

*1,*2　24時間表記で記入してください。（例：深夜１時→25時）

*2 休業している場合は、時短要請期間中の営業時間の入力は不要です。

*3 5/12～6/20は、20時までの時短分が協力金の対象です。20時以前に営業を終了した場合は、実際の終了時間にかかわらず通常の営業終了時間から20時まで短縮した時間となります。
ただし、イベント関連施設内のテナント等映画館は、20時を21時に読み替えますので、下のボックスにチェック☑してください。

☐ イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館である

*4 6/21～8/19は、21時までの時短分が協力金の対象です。ただし、
<u>イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館に限ります</u>
ので、該当する場合は、下のボックスにチェック☑してください。

☐ イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館である

[通常時の営業時間数]

営業時間数 Ｘｉ		時間		分

[終了時間の短縮]

（5/12～5/31）

短縮時間 Ｙｉ（*3）		時		分

（6/1～6/20）

短縮時間 Ｙｉ（*3）		時		分

（6/21～8/19）

短縮時間 Ｙｉ（*4）		時		分

[時短比率]

（5/12～5/31）

時短比率 Ｚｉ＝Ｙｉ/Ｘｉ	

（6/1～6/20）

時短比率 Ｚｉ＝Ｙｉ/Ｘｉ	

（6/21～8/19）

時短比率 Ｚｉ＝Ｙｉ/Ｘｉ	

※少数点第４位切上

パターン②

[通常時]

営業時間（*1）	開始		時		分	～	終了		時		分

[時短要請期間中]

（5/12～5/31）

営業時間（*2）	開始		時		分	～	終了		時		分

（6/1～6/20）

営業時間（*2）	開始		時		分	～	終了		時		分

（6/21～8/19）

営業時間（*2）	開始		時		分	～	終了		時		分

*1,*2　24時間表記で記入してください。（例：深夜１時→25時）

*2 休業している場合は、時短要請期間中の営業時間の入力は不要です。

*3 5/12～6/20は、20時までの時短分が協力金の対象です。20時以前に営業を終了した場合は、実際の終了時間にかかわらず通常の営業終了時間から20時まで短縮した時間となります。
ただし、イベント関連施設内のテナント等映画館は、20時を21時に読み替えますので、下のボックスにチェック☑してください。

☐ イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館である

*4 6/21～8/19は、21時までの時短分が協力金の対象です。ただし、
<u>イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館に限ります</u>
ので、該当する場合は、下のボックスにチェック☑してください。

☐ イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館である

[通常時の営業時間数]

営業時間数 Ｘｉ		時間		分

[終了時間の短縮]

（5/12～5/31）

短縮時間 Ｙｉ（*3）		時		分

（6/1～6/20）

短縮時間 Ｙｉ（*3）		時		分

（6/21～8/19）

短縮時間 Ｙｉ（*4）		時		分

[時短比率]

（5/12～5/31）

時短比率 Ｚｉ＝Ｙｉ/Ｘｉ	

（6/1～6/20）

時短比率 Ｚｉ＝Ｙｉ/Ｘｉ	

（6/21～8/19）

時短比率 Ｚｉ＝Ｙｉ/Ｘｉ	

※少数点第４位切上

7．協力金額

＜協力金の考え方＞

区　分	計算方法	一日あたり支給額
店舗等面積	（休業面積　－　100　㎡）　÷　100　㎡＝ 加算単位 ※少数点以下切捨 2　万円＋ 加算単位　×　2　万円＝　D 万円 ※基礎額	D　　万円

※時短要請対象期間は時短比率を乗じる

〔計算変数入力項目〕

時短（休業）面積		㎡	テナント事業者等自らが一般消費者向けに直接サービスを提供している部分の面積（一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫などの面積、生活必需品の販売事業の区画面積は除く）

〔要請内容等〕

区分		4/25～5/11	5/12～5/31	6/1～6/20	6/21～8/19
テナント等映画館	土日	休業要請	休業要請	休業要請	時短要請(※)
	平日		時短要請(※)	時短要請(※)	

※時短要請は20時まで。ただし、6/1以降は、イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館は21時まで。

※6/21～8/19の協力金は、イベント開催時のイベント関連施設内のテナント等映画館に限ります。

＜協力金額＞

・ 次のいずれかにチェック☑を入れ、区分に応じて別記の太枠部分に必要事項を記入してください。

区分		地域	4/25～6/20	6/21～7/11	7/12～7/31	8/1	8/2～8/19
□	A	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市	○	○	○	○	○
□	B	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市	○	○	×	○	○
□	C	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市	○	×	×	○	○

・ 「休業等」欄には、休業要請に応じた日に「○」を、時短要請に応じた日に「△」を、通常時の定休日及び不定休による店休日には「定」を、休業・時短要請に応じなかった日に「×」を記入してください。
・ 次の場合は「※」を記入してください。
①通常の営業終了時間が時短要請時間以前のため、通常通り営業しても時短営業に該当しない日
②(6/21以降のみ)テナント等映画館が入居するイベント関連施設において、イベントを開催しない日
③(6/21以降のみ)テナント等映画館がイベント関連施設以外に入居する場合
・ 時短要請対象期間に休業した場合は「△」を記入してください。
・ 「時短状況」欄には、「６」のパターン及び時短比率を記入してください。

＜様式第３－２号＞

別　記
（区分Ａ）

【対象地域：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市】

月日		休業等	テナント等映画館運営事業者（α）	時短状況		一日あたり支給額（γ＝α×β）
				パターン	時短比率（β）	
4 月 25 日	日					
4 月 26 日	月					
4 月 27 日	火					
4 月 28 日	水					
4 月 29 日	木					
4 月 30 日	金					
5 月 1 日	土					
5 月 2 日	日					
5 月 3 日	月					
5 月 4 日	火					
5 月 5 日	水					
5 月 6 日	木					
5 月 7 日	金					
5 月 8 日	土					
5 月 9 日	日					
5 月 10 日	月					
5 月 11 日	火					
5 月 12 日	水					
5 月 13 日	木					
5 月 14 日	金					
5 月 15 日	土					
5 月 16 日	日					
5 月 17 日	月					
5 月 18 日	火					
5 月 19 日	水					
5 月 20 日	木					
5 月 21 日	金					
5 月 22 日	土					
5 月 23 日	日					
5 月 24 日	月					

＜様式第３－２号＞

5 月 25 日	火					
5 月 26 日	水					
5 月 27 日	木					
5 月 28 日	金					
5 月 29 日	土					
5 月 30 日	日					
5 月 31 日	月					
6 月 1 日	火					
6 月 2 日	水					
6 月 3 日	木					
6 月 4 日	金					
6 月 5 日	土					
6 月 6 日	日					
6 月 7 日	月					
6 月 8 日	火					
6 月 9 日	水					
6 月 10 日	木					
6 月 11 日	金					
6 月 12 日	土					
6 月 13 日	日					
6 月 14 日	月					
6 月 15 日	火					
6 月 16 日	水					
6 月 17 日	木					
6 月 18 日	金					
6 月 19 日	土					
6 月 20 日	日					
6 月 21 日	月					
6 月 22 日	火					
6 月 23 日	水					
6 月 24 日	木					
6 月 25 日	金					
6 月 26 日	土					
6 月 27 日	日					
6 月 28 日	月					

＜様式第３－２号＞

6 月 29 日	火					
6 月 30 日	水					
7 月 1 日	木					
7 月 2 日	金					
7 月 3 日	土					
7 月 4 日	日					
7 月 5 日	月					
7 月 6 日	火					
7 月 7 日	水					
7 月 8 日	木					
7 月 9 日	金					
7 月 10 日	土					
7 月 11 日	日					
7 月 12 日	月					
7 月 13 日	火					
7 月 14 日	水					
7 月 15 日	木					
7 月 16 日	金					
7 月 17 日	土					
7 月 18 日	日					
7 月 19 日	月					
7 月 20 日	火					
7 月 21 日	水					
7 月 22 日	木					
7 月 23 日	金					
7 月 24 日	土					
7 月 25 日	日					
7 月 26 日	月					
7 月 27 日	火					
7 月 28 日	水					
7 月 29 日	木					
7 月 30 日	金					
7 月 31 日	土					
8 月 1 日	日					
8 月 2 日	月					

＜様式第３－２号＞

8 月 3 日	火					
8 月 4 日	水					
8 月 5 日	木					
8 月 6 日	金					
8 月 7 日	土					
8 月 8 日	日					
8 月 9 日	月					
8 月 10 日	火					
8 月 11 日	水					
8 月 12 日	木					
8 月 13 日	金					
8 月 14 日	土					
8 月 15 日	日					
8 月 16 日	月					
8 月 17 日	火					
8 月 18 日	水					
8 月 19 日	木					
合　　計	支給対象	○		△		万円

＜様式第３－２号＞

別　記
（区分Ｂ）

【対象地域：加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市】

月日		休業等	テナント等映画館運営事業者（α）	時短状況		一日あたり支給額（γ＝α×β）
				パターン	時短比率（β）	
4 月 25 日	日					
4 月 26 日	月					
4 月 27 日	火					
4 月 28 日	水					
4 月 29 日	木					
4 月 30 日	金					
5 月 1 日	土					
5 月 2 日	日					
5 月 3 日	月					
5 月 4 日	火					
5 月 5 日	水					
5 月 6 日	木					
5 月 7 日	金					
5 月 8 日	土					
5 月 9 日	日					
5 月 10 日	月					
5 月 11 日	火					
5 月 12 日	水					
5 月 13 日	木					
5 月 14 日	金					
5 月 15 日	土					
5 月 16 日	日					
5 月 17 日	月					
5 月 18 日	火					
5 月 19 日	水					
5 月 20 日	木					
5 月 21 日	金					
5 月 22 日	土					
5 月 23 日	日					
5 月 24 日	月					

＜様式第３－２号＞

5 月 25 日	火					
5 月 26 日	水					
5 月 27 日	木					
5 月 28 日	金					
5 月 29 日	土					
5 月 30 日	日					
5 月 31 日	月					
6 月 1 日	火					
6 月 2 日	水					
6 月 3 日	木					
6 月 4 日	金					
6 月 5 日	土					
6 月 6 日	日					
6 月 7 日	月					
6 月 8 日	火					
6 月 9 日	水					
6 月 10 日	木					
6 月 11 日	金					
6 月 12 日	土					
6 月 13 日	日					
6 月 14 日	月					
6 月 15 日	火					
6 月 16 日	水					
6 月 17 日	木					
6 月 18 日	金					
6 月 19 日	土					
6 月 20 日	日					
6 月 21 日	月					
6 月 22 日	火					
6 月 23 日	水					
6 月 24 日	木					
6 月 25 日	金					
6 月 26 日	土					
6 月 27 日	日					
6 月 28 日	月					

＜様式第３－２号＞

6 月 29 日	火					
6 月 30 日	水					
7 月 1 日	木					
7 月 2 日	金					
7 月 3 日	土					
7 月 4 日	日					
7 月 5 日	月					
7 月 6 日	火					
7 月 7 日	水					
7 月 8 日	木					
7 月 9 日	金					
7 月 10 日	土					
7 月 11 日	日					
7 月 12 日	月					
7 月 13 日	火					
7 月 14 日	水					
7 月 15 日	木					
7 月 16 日	金					
7 月 17 日	土					
7 月 18 日	日					
7 月 19 日	月					
7 月 20 日	火					
7 月 21 日	水					
7 月 22 日	木					
7 月 23 日	金					
7 月 24 日	土					
7 月 25 日	日					
7 月 26 日	月					
7 月 27 日	火					
7 月 28 日	水					
7 月 29 日	木					
7 月 30 日	金					
7 月 31 日	土					
8 月 1 日	日					
8 月 2 日	月					

＜様式第３－２号＞

8 月 3 日	火					
8 月 4 日	水					
8 月 5 日	木					
8 月 6 日	金					
8 月 7 日	土					
8 月 8 日	日					
8 月 9 日	月					
8 月 10 日	火					
8 月 11 日	水					
8 月 12 日	木					
8 月 13 日	金					
8 月 14 日	土					
8 月 15 日	日					
8 月 16 日	月					
8 月 17 日	火					
8 月 18 日	水					
8 月 19 日	木					
合　　計	支給対象	○		△		万円

＜様式第３－２号＞

別　記
（区分Ｃ）

【対象地域：西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市】

月日		休業等	テナント等 映画館 運営事業者 （α）	時短状況		一日あたり 支給額 （γ＝α×β）
				パターン	時短 比率 （β）	
4 月 25 日	日					
4 月 26 日	月					
4 月 27 日	火					
4 月 28 日	水					
4 月 29 日	木					
4 月 30 日	金					
5 月 1 日	土					
5 月 2 日	日					
5 月 3 日	月					
5 月 4 日	火					
5 月 5 日	水					
5 月 6 日	木					
5 月 7 日	金					
5 月 8 日	土					
5 月 9 日	日					
5 月 10 日	月					
5 月 11 日	火					
5 月 12 日	水					
5 月 13 日	木					
5 月 14 日	金					
5 月 15 日	土					
5 月 16 日	日					
5 月 17 日	月					
5 月 18 日	火					
5 月 19 日	水					
5 月 20 日	木					
5 月 21 日	金					
5 月 22 日	土					
5 月 23 日	日					
5 月 24 日	月					

＜様式第３－２号＞

5 月 25 日	火					
5 月 26 日	水					
5 月 27 日	木					
5 月 28 日	金					
5 月 29 日	土					
5 月 30 日	日					
5 月 31 日	月					
6 月 1 日	火					
6 月 2 日	水					
6 月 3 日	木					
6 月 4 日	金					
6 月 5 日	土					
6 月 6 日	日					
6 月 7 日	月					
6 月 8 日	火					
6 月 9 日	水					
6 月 10 日	木					
6 月 11 日	金					
6 月 12 日	土					
6 月 13 日	日					
6 月 14 日	月					
6 月 15 日	火					
6 月 16 日	水					
6 月 17 日	木					
6 月 18 日	金					
6 月 19 日	土					
6 月 20 日	日					
6 月 21 日	月					
6 月 22 日	火					
6 月 23 日	水					
6 月 24 日	木					
6 月 25 日	金					
6 月 26 日	土					
6 月 27 日	日					
6 月 28 日	月					

＜様式第３－２号＞

6 月 29 日	火					
6 月 30 日	水					
7 月 1 日	木					
7 月 2 日	金					
7 月 3 日	土					
7 月 4 日	日					
7 月 5 日	月					
7 月 6 日	火					
7 月 7 日	水					
7 月 8 日	木					
7 月 9 日	金					
7 月 10 日	土					
7 月 11 日	日					
7 月 12 日	月					
7 月 13 日	火					
7 月 14 日	水					
7 月 15 日	木					
7 月 16 日	金					
7 月 17 日	土					
7 月 18 日	日					
7 月 19 日	月					
7 月 20 日	火					
7 月 21 日	水					
7 月 22 日	木					
7 月 23 日	金					
7 月 24 日	土					
7 月 25 日	日					
7 月 26 日	月					
7 月 27 日	火					
7 月 28 日	水					
7 月 29 日	木					
7 月 30 日	金					
7 月 31 日	土					
8 月 1 日	日					
8 月 2 日	月					

＜様式第３－２号＞

8 月 3 日	火					
8 月 4 日	水					
8 月 5 日	木					
8 月 6 日	金					
8 月 7 日	土					
8 月 8 日	日					
8 月 9 日	月					
8 月 10 日	火					
8 月 11 日	水					
8 月 12 日	木					
8 月 13 日	金					
8 月 14 日	土					
8 月 15 日	日					
8 月 16 日	月					
8 月 17 日	火					
8 月 18 日	水					
8 月 19 日	木					
合　　計	支給対象	○		△		万円